

○行田市水道事業運営審議会条例

平成5年3月29日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、行田市水道事業運営審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、水道事業の建設及び運営並びに水道料金の改定その他水道事業に関する重要な事項について審議するため、行田市水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 水道利用者

一部改正[平成26年条例13号]

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1号により委嘱された委員は、任期の中途においてその職の任期が満了し、又は失職したときは、委員の職を失う。

一部改正[平成24年条例1号]

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部水道課において処理する。

一部改正[平成14年条例5号・17年32号・19年16号]

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第32号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第16号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月27日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職している委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合において、市議会議員の区分により委嘱し、又は任命された委員については、市議会議員の任期が満了し、又は失職したときは、委員の職を失うものとする。